

宜野湾市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成21年2月23日

宜野湾市監査委員  
崎 間 興 政  
大 城 政 利

1. 監査の期間

平成21年1月13日から2月23日まで

2. 監査の対象 教育委員会

総務課、施設課、生涯学習課、文化課、高校総体推進課、  
指導課、学務課

3. 監査の範囲

平成20年度財務に関する事務の執行

- ・平成20年度の契約関係文書
- ・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

## 総務課

1. 次の契約については、予定価格調書の作成が省略されている。予定価格調書の作成は、宜野湾市財務規則第 113 条の 2 第 2 項の各号に該当する場合に省略することができるが、その各号のどれに該当するのか不明である。

印刷機器の消耗品に係る単価契約

印刷機器の消耗品に係る単価契約（教育委員会総務課等）

2. 次の契約については、契約書に契約保証金の規定がない。契約保証金は、宜野湾市財務規則第 115 条第 1 項の規定で、契約書には必ず記載することになっており、契約の適正な執行を図るためにも、契約保証金の規定を設けるべきである。

なお、同項のただし書きにより契約保証金の規定を省略する場合は、その理由を明記するべきである。

印刷機器の消耗品に係る単価契約

印刷機器の消耗品に係る単価契約（教育委員会総務課等）

3. 職務専念義務の免除について

職務専念義務の免除の申請を宜野湾市職員労働組合執行委員長からも出て、同組合委員長あてに承認もしているが、職務に専念する義務の特例に関する条例は職員に対する免除規定であるので、同組合委員長からの申請及び同組合委員長に対しての承認を出す必要性はない。

専ら労働組合の活動に対して職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 13 号を適用して職専免を付与しているのは疑問である。同号は、任命権者が特に必要と認めた場合に免除することができる規定であるが、同号を適用して職専免を付与する場合は、特に必要と認めた理由を明記するべきである。

## 文化課

1. 展示ケース備品購入（文化財市民活用事業）

契約の概要中、随意契約の適用条項で施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号とあるが、別表第 5 のどれに該当するのか記載がない。

## 2. 重要文化財保存整備実施計画（案）作成業務委託について

契約金額 7,333,542 円の契約書に 2,000 円の収入印紙が貼付されている。  
契約金額が 500 万円を超え 1 千万円以下の契約については 1 万円の収入印紙を貼付するべきである。

## 3. 文書の起案について

随意契約 21 件中 20 件に見積書提出依頼の文書起案がない。

宜野湾市教育委員会事務局事務専決規程第 5 条の規定により、契約の方法を決定することは専決権者決裁事項となっていること及び宜野湾市教育委員会文書取扱規程第 16 条に基づき文書起案をするべきである。

### 生涯学習課

## 1. 市民会館音響設備機器賃貸借及び音響設備機器保守点検業務委託について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号で「新規機器による契約よりも時価に比して著しく有利な価格で契約することができる」という事由で随意契約を締結しているが、同事由に該当するのは同条同項の第 7 号である。

## 2. 次の契約については、予定価格の積算根拠が不明である。予定価格の設定は、宜野湾市財務規則第 97 条第 2 項の規定により算出根拠を明確にするべきである。

- (1) 平成 20 年度子ども水泳教室講師（実技指導）業務委託
- (2) 平成 20 年度宜野湾市親子ヨット教室業務委託

## 3. 財政援助団体の補助金交付について

宜野湾市婦人連合会等への補助金の交付については、宜野湾市公共団体育成補助金交付規程に基づき交付しているが、補助金の適正化と効率的執行を確保し、十分な監査を行う上にも、その目的、対象範囲等について、より明確にすることが望ましい。

さらに、同規程第 6 条の規定に基づき補助額及びこれに条件を付した場合は、その条件を示した指令書を申請者に交付するべきである。

### 施設課

## 1. 行政財産使用許可について

- (1) 普天間小学校に隣接する民間住宅の防音工事の足場設置のため、学校用地（行政財産）の使用許可を宜野湾市道路占用料条例施行規則を準用して

許可しているが、行政財産の使用許可の申請及び使用の許可は、宜野湾市財務規則第178条の規定に基づき行うべきである。

- (2) 使用料についても、宜野湾市道路占用徴収条例に準じて算出しているが、宜野湾市行政財産使用料条例第3条第1号の規定に基づき算出して徴収するべきである。

## 2. 公共施設維持修繕事業について、次の不備がある。

- (1) 志真志幼稚園保育室補修工事請書の履行の場所が、嘉数中学校となっている。
- (2) 次の契約は、教育長が平成20年10月4日付け任期満了で空席となり、それ以降は教育長職務代行者になっているが、請書及び請求書の宛先が教育長となっている。

普天間中学校外2校空調設備補修工事  
大謝名小学校校舎照明球取替補修工事  
宜野湾小学校枯損木伐採撤去工事  
普天間第二小学校電気設備機器補修工事  
普天間第二小学校雨水ポンプ取替工事  
普天間第二中学校外4校空調設備補修工事  
宜野湾中学校外2校給排水設備補修工事

## 3. 嘉数小学校校舎増改築工事（解体第2工区）

完成届に、完成年月日及び提出年月日の日付の記載がない。

## 学務課

### 1. 宜野湾市児童・生徒の県外派遣費補助事業について

第35回全日本中学校陸上競技選手権大会への真志喜中学校（6人）と普天間中学校（4人）の県外派遣費補助金の算出において、同じ新潟県への派遣であるにもかかわらず、交通費の料金単価が違うのは、適切ではない。

### 2. 宜野湾市私立幼稚園就園奨励費補助金について

受給対象者の園児が中途退園により、就園奨励費補助金を再算出して変更決定しているが、就園奨励費補助金交付規則には中途退園における就園奨励費補助金の変更規定もなく、変更における算出規定もない。

就園奨励費補助金の額の確定は、第8条において実績報告に基づいて確定することになっているので、その規定に基づき算定するべきである。

## 指導課

### 1. 平成20年度自然体験学習バス賃借について

- (1) 予定価格調書の件名は「自然体験学習バス賃借」で、契約書は「児童生徒運送契約書」となっており件名が一致していない。また、バス賃借契約の場合は、収入印紙の貼付は必要ないが、児童生徒運送契約の場合は収入印紙の貼付が必要である。
- (2) 見積書が、鉛筆で記載されているのは不適切である。
- (3) 当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項に係る別表第5の3を適用して、各学校別に8件の随意契約となっている。予定価格の額は、同施行令別表第5の3の額を超えており、同施行令別表第5の3を適用して随意契約することはできない。